

令和4年第10回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第3号）

令和4年12月15日（木曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 一般質問
- 第 4 報告第 7号 令和4年度定期監査報告（第2次）について
- 第 5 議案第55号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 6 議案第56号 羽幌町職員の高齢者部分休業に関する条例
- 第 7 議案第57号 羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第58号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第59号 令和4年度羽幌町一般会計補正予算（第8号）
- 第10 議案第60号 令和4年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第61号 令和4年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第62号 令和4年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第63号 令和4年度羽幌町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第14 発議第 9号 議員の派遣について
- 第15 発議第10号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○追加日程

- 第 1 議案第64号 産業廃棄物（安定型）最終処分場埋立工事請負契約の変更について
- 第 2 議案第65号 令和4年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 3 同意第 3号 羽幌町副町長の選任について
- 第 4 同意第 4号 羽幌町監査委員の選任について

○出席議員（11名）

1番 金 木 直 文 君	2番 磯 野 直 君
3番 平 山 美知子 君	4番 阿 部 和 也 君
5番 工 藤 正 幸 君	6番 船 本 秀 雄 君
7番 小 寺 光 一 君	8番 逢 坂 照 雄 君
9番 舟 見 俊 明 君	10番 村 田 定 人 君
11番 森 淳 君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	駒井久晃君
教育長	山口芳徳君
監査委員	鈴木典生君
農業委員会会長	入江雄治君
会計管理者	渡辺博樹君
総務課長	敦賀哲也君
地域振興課長	清水聡志君
財務課長	大平良治君
財務課主幹	熊谷裕治君
町民課長	宮崎寧大君
福祉課長	木村和美君
健康支援課長	鈴木繁君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥山洋美君
建設課長	金子伸二君
建設課主任技師	石川隆一君
建設課主任技師	笹浪満君
建設課主幹	上田章裕君
上下水道課長	棟方富輝君
上下水道課主幹	竹内雅彦君
農林水産課長	伊藤雅紀君
商工観光課長	高橋伸君
天売支所長	門間憲一君
焼尻支所長	佐々木慎也君
社会教育課長 兼公民館長	飯作昌巳君
監査室長	三上敏文君
農業委員会 事務局長	伊藤雅紀君
選挙管理委員会 事務局長	敦賀哲也君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	豊 島 明 彦 君
書 記	逢 坂 信 吾 君
書 記	佐 藤 諒 輔 君

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

3番 平山 美知子 君 4番 阿部 和也 君
を指名します。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本日の定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（森 淳君） 日程第3、一般質問を行います。

本日の発言通告者は、7番、小寺光一君1名であります。

それでは、発言を許します。

7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 中学生の地域活性化案や町民、議会の提案を生かした活力あるまちづくりについて質問します。

駒井町長は、3期目の公約として活力のあるまちづくりを掲げられています。9月の一般質問では4年間の町長の施策や事業によって活力ある元気な町に向けて進んでいると答弁がありました。しかし、具体的なデータや数字など客観的な検証もなく、8年間で約1,145名もの人口減、事業者や企業者数や売上げ、生産量、生産額の減少が続いている現状にも活力があったと答弁されました。

10月21日に羽幌中学校の2年生が「羽幌町に人を呼び込め！羽幌町PRプロジェクト」をテーマに総合的な学習の時間を活用して取り組んできた学習活動で、生徒たちは8班に分かれて深川市や沼田町、秩父別町への宿泊研修や町内での取材活動を実施し、地域活性化に向けたアイデアを発表し、町長に向けて町のために一つでも実現させてほしいと

強く要望していました。どのグループも今の羽幌町について客観的データや乳幼児の親へのアンケート、他地域との比較、取材を通してふるさとである羽幌町の課題解決に向けて真剣に取り組んでいたと感じました。町長は発表会に欠席していたので、11月2日に生徒代表がプレゼンテーション資料と動画を町長に直接手渡しに行ったと聞いています。これらの町の未来を担う生徒たちが羽幌町の未来への不安を解決するアイデアや強い思いを形にすることがこの町に住む大人の役割であり、町民、議会、行政が一緒になって町の活性化を実現していくことが議会、行政の責務だと考えます。

また、町長は3期目に向けて今まで8年間できていなかった生徒を含む様々な世代の町民や議会の声を真摯に受け止めること、またやらない理由を挙げるのではなく、どのように実現させることができるかを検討、協議を十分に行い、町民、議会への丁寧な説明と思いや要望を形にするべく町政運営を行ってほしいと思います。

町長が掲げる活力あるまちづくりを実現するために次のとおり質問します。

1点目、現時点での羽幌町の現状認識については、町長は活力があるとの認識ですが、町民、また生徒からは、町は残念ながら停滞し、衰退しているとの声を多く聞きます。町長と町民の現状認識にはかなりの乖離があると思いますが、活力あると考える具体的、客観的な理由についてどのように考えているのか。

2点目、活力あるまちづくりにするため、4年間で短期、中長期に行う具体的な施策や内容、また達成目標や数値目標についてどのように考えているのか。

3点目、中学生から提案された8つの君に届け聖地巡礼スタンプラリー、移住者を増やす、花火大会、羽幌神社祭を盛り上げる、オロちゃんランドのPRプロジェクト、羽幌の宝物、農業、バラ園のPRプロジェクト、羽幌産アスパラに付加価値をつけるの各プロジェクトテーマは、今後羽幌町にとって重要な観光振興、移住定住、産業振興、町民の住みやすさ、子供の居場所など課題提起でもあり、すぐにでも実現可能な提案が多くあったと考えます。これらについて町として短期間で次年度にすぐに取り組める事業は何があるのか、また中長期で計画的に行う必要があるものは何があるのか、また具体的な取組や施策をどのように考えているのか、真剣に提案した生徒たちには町の責任者としてきちんとした回答をすべきと考えるが、どうか。

4点目、今まで議会から様々な要望、特に長く羽幌に住み続けるための住宅リフォーム事業や町民への新たな情報提供方法としての議会のインターネット配信事業に対して、新年度に向けて再度十分な協議検討が必要と考えます。現段階で実施への課題解決策はどのように考えているのか。

5点目、町民や町民の代表である議会からの要望が十分に町政に反映されていない8年であったと考えます。町長が否定的でやりたくない事業も町民にとって有益なことがあり、また協議や検討も全く行われていない現状がありました。町長の一方的な判断や言動が議会だけでなく町政にも影響が出てきています。このまま今の状況が続けば、町は活力ではなく衰退していくことが危惧されます。今までの8年間の反省を今後4年間どのように町

政に生かしていくのか。

以上です。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 小寺議員のご質問にお答えいたします。

1点目の活力があると考え理由についてであります。まず農業におきましては、近年農業従事者のご尽力により羽幌産米が高い評価を受けている中、米穀集出荷貯蔵施設の整備によりましてさらなる安定性が図られるよう後押ししているものと認識しております。漁業におきましては、近年気候や海水温が変化し、取れる魚種も大きく変化している中で全体として安定した漁獲高を維持しているのは、福寿川の護岸整備をはじめ港湾内の浚渫やホタテ増養殖作業保管施設の背後地整備などの事業が少なからず漁業経営を後押ししてきたものと認識しております。これら第1次産業の振興発展が図られていくことによって若年層が町に残り、商工業や土木建築業などを含めた町内の各産業も波及効果を受け、町全体の活力がみなぎっていくものと考えております。

2点目の今後4年間での短期、中長期施策と目標についてであります。基本的に本年度からの第7次羽幌町総合振興計画を軸として、具体的な施策につきましてはさきに述べた所信の一端と重複しますが、本町の基幹産業であります第1次産業につきましては、農業は道営の農業農村整備事業による用排水施設や区画整理などの基盤整備を推進していくとともに、担い手の育成、後継者対策に係る事業を継続してまいります。漁業では今年度実施したホタテ増養殖作業保管施設の背後地について組合及び漁業関係者と協議し、必要な整備を実施するとともに、漁業への新規就業者や外国人技能実習生の受入れに係る事業なども継続していき、商工業や各産業におきましても引き続き関係機関と協議しながら必要な施策を進めてまいります。医療関係につきましては医師の就業支度金や研究資金、看護師の修学資金制度を継続し、医療従事者の確保に努め、福祉関係につきましては妊産婦健康診査支援や子供の任意予防接種費用助成事業、福祉ハイヤー制度を継続し、教育関係につきましては最優先事業として天売複合化施設の整備を令和6年度に着工し、併せまして焼尻小中学校の整備も進めていきます。市街地区は、引き続き公民館旧館の建て替え事業を進め、学校教育及び生涯学習のための環境づくりを進めてまいります。防災関係では、災害時の拠点になる役場庁舎の耐震化について道筋をつけたいと考えておりますほか、防災infoはぼろの登録を促進するとともに、引き続き避難所の開設に必要な備品や食料品の備蓄整備などを進め、災害時における万全の体制づくりに努めてまいります。このほか環境保護活動や離島航路事業者への支援なども継続し、自然及び生活環境の充実に努めてまいります。これらの施策を推進するに当たりまして常に行財政健全化の維持を大前提に考えていくこととなります。達成目標や数値目標については第2期羽幌町まち・ひと・しごと総合戦略で5か年の目標を設定しているほか、それぞれの個別計画によるものとしており、また各種団体へ支援している施策などにつきましては関係団体が掲げる目標達成を後押しすることが行政の役割と考えております。

3点目の中学生からの提案についてであります。町の将来を担う中学生の皆様から授業の一環として研修や取材を基に町の活性化に係る提案をいただき、大変すばらしいものと感じたところであります。提案の中には既に実施している事業や今後実施できそうな事業、また実施は難しいと感じた事業もありましたが、まず提案された生徒に対して回答したく、学校側との協議の上、調整してまいりたいと考えております。

4点目の住宅リフォーム事業や議会インターネット配信事業に対する課題解決策についてであります。住宅リフォーム事業につきましては、これまでの定例会における一般質問などでも申し上げておりますとおり、平成22年度から平成30年度までの時限条例により実施し、地域経済にも大きな効果があったものと評価しております。しかし、福祉対策などの実施に伴う財源の確保や請負事業者の受注過多による事業の未執行などを踏まえて期限をもって終了した経緯から、再度実施する考えはございませんが、現在実施しております住宅施策を今後も優先し、限りある財源の範囲で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、議会のインターネット配信事業につきましても、これまでの一般質問などで申し上げておりますとおり、現状高齢化が進んでいる当町にとって有効と考える広報誌のほか、町ホームページ上で議事録及び一般質問音声の配信を行っており、議会や行政の考え方、方向性の情報提供に支障を来すものではないとの考えに変わりはなく、また撮影に職員の配置が必要となるなど課題も聞いており、現在においても町政全体では優先度が高いと言えないと考えております。

5点目のこれまで8年間の反省を今後4年間どのように生かしていくかについてであります。協議や検討が行われず、一方的な判断や言動と受け取られていたとのことではありますが、私としましてはそのような意識はなく、今後はそのように受け止められないよう議会をはじめ関係機関、町民の皆様からのご意見を賜り、丁寧な説明と情報発信をしながら行政の透明性を高め、公正、公平な行政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、小寺議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） それでは、再質問に移らさせていただきます。

毎回ですが、私は町民の声を代表して行政に伝えるということを重きに置いてこの一般質問を行っております。今回特に中学生の声を議会の定例会、一般質問を通じて、直接子供たちも町長に手渡したということもあるのですけれども、議員としてそれをいかに実現させるために、昨日も話があったのですけれども、ぜひ建設的に積み上げて、少しでも町のために考えてくる子供たちのアイデアをこれから4年間の町長の行政運営の中に生かしていただきたいと。あわせて、中学生を含めた町民ですとか議会の声をしっかりと聞いていただきたいという面で今回質問させていただきました。

それでは、再質問に入るのですけれども、まず1点目になります。前回9月にも8年間

どうでしたかという中で、一般質問の中で町長は活力があるということを何度もおっしゃられていました。自分は今羽幌町は元気がないのではないかと、だから様々な施策をするべきだというふうに感じていたのですが、町長ご自身は活力があるということで9月はおっしゃっていましたが、現時点で羽幌町は活力がある町なのでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 先ほど答弁で申し上げましたとおり、様々な事業をやってきて、そういうことで活力あるというふうには感じております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） そこがスタート地点でかなり、町民もそうですし、生徒も、御覧になったとは思いますが、今羽幌に元気がない、活力がないというところを前提に様々なプレゼンを行っていき、自分も今の認識としては元気がない、活力がないというふうに考えています。そこで、前回もお伺いしたのですが、具体的な活力があるというのは町長がそう思っているだけかもしれません。なので、客観的な活力があるデータが欲しいのですということで伝えたのですが、前回も様々な数字で私は提案した、人口の面、事業者の面、様々な分野で活力がない、減っているのではないかと、ということで聞いたのですが、そういう数字を踏まえても活力がある町ということでよろしいのでしょうか。そして、特に数字的にこういうことで活力があるのだと、こういうことが伸びているのだと、そういうものはあるのでしょうか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時26分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 小寺議員から具体的な数字ということでございますので、具体的な数字につきましては担当課長から答弁させていただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 農林水産課長、伊藤雅紀君。

○農林水産課長（伊藤雅紀君） それでは、今町長のほうから具体的な数字ということで担当課ということでございました。答弁の中に、まず農業、漁業の部分に触れられておりますので、その部分についてご説明させていただきたいと思っておりますが、まず漁業の部分でいきますと、今年度の北るもい漁協の水揚げ実績が11月末時点で数量といたしまして4,419トン、金額といたしましては約29億9,500万ということであります。町長が就任されました平成26年、実質年度でいきますと平成27年からになるのかなと思っておりますが、平成26年度の水揚げ高が3,764トン、漁獲金額として28億3,800万円ということで、町長就任されてからはございますが、数量といたしましては現状1

17.4%の伸びとなっております。また、金額につきましても105.5%ということで、就任されてから様々な基盤整備ですとか、各種の助成事業等も一部、もちろん漁業者の努力ということは、そこが必要になると思うのですけれども、そういったこともありまして、数的には伸びているというような状況にはあります。

また、農業につきましてであります、R3年度の実績ということで作付面積が1,614平方メートル、収穫量といたしましては7,202トン、農業の生産額といたしましては約15億ということになっております。また、町長が就任された当時につきましては、平成26年ですが、面積としては1,558、収穫量としては6,627トン、農業生産額としては16億7,000万円ということで、こちらにつきましても作付面積等につきましては103.6%の伸び、収穫量につきましても108.7%、農業生産額につきましては94.3%ということになっておりますが、こちらにつきましてもこれまでの農業農村整備事業ですとか担い手対策等に係る助成等も行い、農業者の努力も功を奏して現状就任当時からは落ちていないという状況にありますので、こういったことが一つの理由になるのかなとは思っております。

農業、水産業に関しては以上であります。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） そこまで詳しい資料があるのであれば具体的に1問目の中で触れただけならと思ったのですが、このままいくと再質問がずっとデータのやり取りになってしまいますので、まず1つ確認は、9月の時点で私が客観的なデータや数字目標を置いて分析されて活力があるまちづくりにしたのですかという答弁の中で客観的な数字はないということで町長は9月の時点では発言されたのです。数字がない上で活力があるというふうに答えられたのですが、今回は活力があるということで再質問の中で農業生産額が上がった、漁獲が上がったというデータを、そうしたら9月の客観的データがないというものと今回のものと、その辺が私は理解できないですし、町長はそういうデータは9月はなかったけれども、今はあるということでよろしいですか。町長お願いします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 9月の時点で私自身がそういう数字を用意していなかったもので、そういうご答弁を差し上げておりました。

また、この数字につきましては機会あるごとに行政報告などで申し上げている数字でございますので、議員も承知のことというふうなことは日頃から思っているところでございますので、ご了承いただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 9月はデータがなかったというのはおかしくて、同じく8年間のどうでしたかという質問でデータはないと。だけれども、自分は活力があるというふうに言ったので、その辺納得がいけないところではあります。

1つ、きっと聞けばほかの産業についてもどンドンいくのかな、よかった、悪かったと

あると思うのですけれども、自分の客観的なものとしては一番最近の話題でいうと羽幌にある金融機関が移転という名の下で地元を撤退するという話がありました。それは、1つの企業が羽幌を離れるということで、自分としては大きな問題なのかなと、客観的な事実としてあるのですけれども、羽幌町としても指定金融機関となっておりますけれども、その辺の影響、そこは民間企業ですから、商売としてできないということで移動はあり得るとは思うのですけれども、その影響について町長どうお考えでしょうか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 金融機関が1店舗なくなる、それに影響はどうかというご質問だったと思いますが、企業でそういった金融機関に頼っているところは別の金融機関に頼まなければならないでしょうし、個人の方でもメインの金融機関として捉えているところについてはさらに変わらなければならないと思いますし、また当町におきましてはその金融機関が指定金融を担っていただくというようなことも継続してやっていただけるような話になっているというふうに聞いておりますが、あとは行員につきましても当町の住所のある者が数名いらっしゃるようでございますので、その雇用の問題等もいろいろ加味してることとなるのかなと思っております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 金融機関の撤退というのは、金融機関がその町を判断して、ここで商売が成り立っていかないというふうな判断をされたのだと思います。農業、漁業に関してはそれぞれ金融機関があるので、いいのですけれども、商業ですとか、一般の方ですとか、将来的にこの地域を判断する、よその大きな企業が来る、来ない、いろいろありますけれども、かなり大きな影響が、町長の言う活力でいうと活力を停滞させるきっかけになるのではないかなというふうに考えているのですけれども、羽幌町の指定金融機関であるということで、自分にはがきが来て来年の6月に撤退されるのだというのが、撤退というか、移転されるということで知ったのですけれども、羽幌町としてはいつ頃それを知って、どんな協議が行われていたのでしょうか。羽幌町にとっても行政にとっても影響がありますよね。その辺はいかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時37分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 金融機関の問題につきましては通告からちょっとずれることと、それから相手のあることとございますので、その内容については答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 答弁していただけないと。でも、羽幌町の行政を運営する上でもとても重要なことなのではないかなというふうに思うのですけれども、事前にそういうのを知っているのであれば何かのサポートなのか、羽幌町としても数年前から指定金融機関に助成を行っているということもあって、今後指定金融機関も替えなければいけないということなので、とても重要なことだとは思っているのですけれども、その辺踏まえて羽幌町、行政に対しての自分は今後の活力にすごく大きく影響すると思うのです。その辺も踏まえてもう一度町長から答弁いただけますか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時40分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 役場としては金融機関との関係を停滞することのないように、年度か、6月か、それまでに協議を進めていくということになっているようでございます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） これも一つの客観的な大きな出来事で、今後かなり影響してくるのかなというふうに思います。

これだけやっていると時間が足りなくなるので、2つ目に行きたいと思います。2点目です。具体的な施策ということで、昨日からの一般質問も聞いていた限りでは基本は継続事業で行うのだと、新規の事業は行わないというふうに感じたのですけれども、その辺はそういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 現状ではそういう予定といたしますか、計画でおりますので、新規はまだ持っておりません。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 新たな任期として町長が11月からされたわけですがけれども、その中でも新たにこういう施策をしていかなければいけないのだというのを、分からないで

すけれども、選挙の公約のような形で出しているのか、していないのか分からないですけれども、今後4年間にあるべき羽幌町に対しての施策はないということで、あくまでも継続事業しかないということよろしいのでしょうか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時42分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 新年度につきましては、来月からヒアリング、査定等が入りまして、各課から新しい事業も上がらないとも限りませんし、またさきの一般質問の答弁にもありましたように、施策上必要なもの、あるいは財源等の問題等をクリアするような問題があれば、当然そういうものについては担当課と相談しながら全体を考えて進めていかなければならないというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 各課から上がってくるのはもちろんそうですけれども、町長自身でこれをやりたいのだという新しいものはないということでもいいのですよね。下からのものでなくて町長がやりたいと、ぜひそれを各課で具体的に案を出してこいということは、新しいものはないということでもいいのでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 現段階では持ち合わせておりませんので、今後出てくればまたご相談を申し上げたいと思います。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 現段階でなければ予算にも反映されないわけですし、今の段階で町長がないのであれば、ないということよろしいのですよね。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 先ほども申し上げましたように、予算の時期としてはこれから進んで1月にヒアリング、査定と、そして新年度予算と、全体を見据えなければなりませんし、そういった中でももし出てくるようなものがあれば取り上げなければならないですし、私自身は11月の選挙以後、出張もありましたし、このたびの1週間の自宅待機等もありまして、詳細に詰めているようなことはしておりませんので、具体的なものはないということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 長期出張だとか、コロナがとか、全く関係ないです。それを理由にされては今後羽幌町どうなるのですか。これから町長は出張行ったら行政が停滞するの

ですかという話になるし、コロナはもちろん私もなりましたし、それは大変な時期、待機期間もありますけれども、それを理由に今はありません、細かいものはありませんということはおかしいなというふうに思うのですけれども、出張とか、それは理由になりませんよね。どう思いますか。今後そうしたら出張は行けなくなりますよ、出張があったから考えられませんというふうになれば。それを考えられなかった理由にはならないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 現状では出張があるからしないとか、そういうことを申し上げたわけではなくて、今日までの経過としてそういう経過をたどっておりますし、先ほど申しましたように12月もあと僅かですが、残して、それから1月、2月とヒアリング、査定という時期がございますので、そういった中のご依頼のものが出てこないとも限りませんので、一切ありませんというような答弁にはなりませんので、そういうふうに申し上げておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） ご理解できません。町長は度々理解してくださいということですが、理解できるものとできないものがある、今の答弁は全く理解できません。

ヒアリング前ということなのですが、4点目にも絡むのですが、ヒアリング前にもかかわらず、もうリフォームと議会のインターネットはやりませんというようなことしか書いていないのですけれども、それもまたおかしな話で、ヒアリングも聞いていないのにやりませんというのは今のあれと整合性が取れないと思うのですけれども、決断はきちんとヒアリングを聞いて、内容を確認して、検討、協議をした上で決めるものなのかなと思うのですが、議会のインターネット中継に関してはもうやりませんというような答弁になっていきます。それおかしくないでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） この2点につきましては何度か、何回かは分かりませんが、一般質問等でこれまでもご答弁申し上げているお話でございますし、担当課ともそういった経過、経緯を話しておりますので、こういう答弁になっております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 違います。判断するのが今判断しているのですかという話で、まだ予算のヒアリングもしていないわけですよね。ということは、町長はやりたくないからやらないと今言ってしまうと、そうしたら議会として上げたばかりでヒアリングもしていないのです。もうやらないということでもいいのですか、そうしたら。お願いします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 現段階の一般質問の答弁としてはこれまでの答弁と同じで、そういうことをこの中で申し上げているということでございます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 答弁は答弁として、なぜそれを改善させるための回答がないのかなというふうに疑問に思います。今回は今までの経緯を聞いているのではなくて、あくまでも現段階の課題の解決策を聞いたわけです。全く解決策が載っていません。こういう問題がある、問題がある、問題がある。解決策を聞いているのですけれども、解決策が一回も答弁としてないのですけれども、様々な経緯があった中で町長が考える解決策を聞いたわけですので、それについてお答えください。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時50分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいまの小寺議員の4点目に関しての質問で解決策についてということでございますが、ご質問は今までの議会からの様々な要望、特に長く町に住み続けるための住宅リフォーム事業やと、情報提供方法としてインターネットの配信、現段階での課題解決策をどのように考えているかということで、その課題に取り組んでいる答弁が載っていないということでご質問をいただいておりますが、申し上げておりますとおり期限で条例をつくって効果もあったわけでございますが、いろいろと未執行などもあって期限を終了した経緯からということでご答弁申し上げており、条例等で期限をつけてありましたので、その時点が終わりましたので、終了しております。

また、議員おっしゃるとおり町民からの要望も多いことも聞いておりますが、当時もご説明申し上げましたが、個人の財産にいつまで原資をつけるのだといった声も町民の方から上がっていたということも事実でございますので、数年にわたって延長してやってきた事業でございましたけれども、そういった経緯を踏まえて終了したということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 自分はまだリフォームについては触れていないのです。あくまでもインターネット中継について聞いたわけですが、例えば今の課題としては職員を出すというのが課題なわけですね。問題があるのでしょうか、職員を出すには。それを解決する方法はない、それをどのように考えているかということを知りたいのです。一つ一つですけれども。職員を出すのに何が問題があって、それを解決するためにはどうしたらいいかというのを今回聞いたわけで、それはどういうふうに考えていますか。例ですけれども。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時53分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） まず、人を1人出すことに課題があるかという、なかなか人数も減ってきている中、大変なことだということを認識しておりますのと、先ほども答弁で申し上げましたとおり、町の広報活動として現状インターネット配信がなければ困るかといった問題でいきますと、町全体としては優先度が高いということにはいかないというふうに考えておるところでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 職員1人派遣するのも難しいということですが、現段階で今の議会で職員を1人総務課から出している状況もあるのです。それはできて何でインターネットにはできないのか。何で必要がないとか、それはだから課題解決の方法ではないのです。せっかくそうやって言っているのだけれども、でも町民、議会全体としては必要だと言っているのだから、それに対して町長はどういう解決策があるかというのを町長側から言っていただかないと、解決をこっちでするわけではなくて、せっかくこうやって出しているのだから、それに対して課題を解決していけばいい話だと私は思えます。

高齢者だからといって、紙媒体がいいということですが、例えば先ほど調べていただいたのですが、infoはぼろの登録者数は1,900ぐらいあるわけです。そうしたら、1,900の方にはスマホなり携帯でアクセスする機会があるわけで、何でそれを紙媒体に、またアナログに戻すのか。そうしたら、インターネット中継だつてスマホを使えば見ることもできますし、議会に必要がないとかと、それは議会の広報のやり方であつて町長が決めることではないというふうに考えますし、議会にいつも理解くださいということですが、議会のことも町長が理解していただかないと発展的に、建設的に運営できないのではないかなというふうに思うのです。もし必要がないというのなら、きちんと議会に対して納得がいくような説明をするのが行政側、町長側だと思います。必要だと思っているのは全議員です。それを納得できるような説明の機会を全くつくっていただけないということなのですから、今後きちんと、まだ査定、ヒアリングも終わっていないのですが、前回何回か協議しますということで終わったのですが、ただ協議する必要がないと勝手に判断をして協議も再開をすることもできなかったのですが、今後議会にもきちんと問題解決の方法を含めて町長側から説明をするという機会をつくるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時59分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 議会の皆様との集まりがないというご指摘で、前にもやりましようと言った経緯がございますけれども、まだ実行されていないということでございますので、1月か2月か、まだ予定はちょっと立てられませんが、そういった時点でまた町側からお願いを申し上げまして日程をつくりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 町長から話をすると。ぜひそのときには町側から問題の解決方法を、今日おっしゃっていただかなかったので、問題解決方法を踏まえて実現できるような形で提案いただければなというふうに思えます。

また、予算に関しては何か問題があるのでしょうか。例えば値段が高いですとか、安いですとか、そういう問題点というのはあるのかなのか、その辺お願いします。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

予算のつけ方になってきますけれども、確かに金額高い安いともありますけれども、どうしても限りある財源の中でやっていきますので、優先順位等々勘案した中でのこの事業は今年度やれる、来年度に回すだとか、そういうのは出てきますので、金額だけではなくて優先度、緊急度、その辺を勘案した形での予算化となるというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 前の答弁にもあったのですけれども、議会の予算内でやりくりしなさいですとか、その後は不用額があれば戻してくれと、再度補正を組んだらという提案もありました。議会に傍聴に来られない人のためのということでコロナ対策の中でも何回か提案した経緯もありますので、やらない理由を挙げるのではなくて、いかにどうしたらできるかという積み上げで実現できるような形で、緊急性というのは自分は納得していない言葉なのですけれども、何度も緊急性がないとかいうことで、次の話合いの場があるということなので、それを期待しています。

時間がないので、戻ります。3点目です。中学生の一番のテーマがそれなのですけれども、中学生に向けて回答するということは前向きに受け取りました。とてもいいことだと思いますけれども、今の段階で具体的に誰がいつまでにそれを行うか、どういう形で考えているかというのを教えていただければなというふうに思えます。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

まず、学校のほうに来週早々にでも連絡を取ろうかなというふうに考えております。相手のいることですので、その中の協議でどんな形になるか、そんなことも併せて相談させていただければなというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 相手はもちろんいるのですけれども、こっち側、町長としてどういうふうに答えたいかというのは今の段階であるのでしょうか。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

その辺の部分も内部的にもう少し詰めてから話合いのほうに向かっていければなというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 今の質問で答弁は全部課長が答えていただいたのですけれども、自分は町長がするのかかなと思っていたのですけれども、町長からの答弁は何もないのです。現時点で町長はどういう形で子供たちに町長としての発言をしようと。現時点です。調整の前ですけれども、考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私自身は授業の一環でやってこられた中で、まして未成年の方でございまして、町として評価をするということはこういう時点では大変問題はあろうというふうに考えておりますので、学校側と協議の中でどういったことがいいのか、そういったことをまた担当課を交えた中でお話をすることが授業の延長として大事なことかなというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 最初の質問の答弁では生徒たちに回答したいということ言っている。町長自身は評価したいのですか。評価することが何が問題があるのですか。回答するのと評価する、そうしたら回答はしないというふうに考えられるのですけれども、問題があるのであれば、その辺もう一度きちんと、しないのか、するのか、その辺何が問題なのか、お願いします。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時05分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私が申しあげましたのは、表立って評価はしないというふうにはっきり申しあげました。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 表立って評価をしない。全く理解できない回答です。そうしたら、ひそかに、表立ってではなくて、こそこそと静かにするということですか。全く理解はできません。ただ、今まで公でやりますという中で、必要がないからやめたのだですとか、そういう機会がたくさんあったのです。もう一度確認しますけれども、必ず生徒たちにきちんとした回答の場をつくるでよろしいですか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時07分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） このプロジェクトに対する結果については学校側とは協議するというので答弁を申し上げておまして、私自身が町長として個々の8グループですか、に対して優劣をつけるような評価はしないと、そういうつもりで申し上げておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 自分は優劣をつけてくださいと言っていないですし、生徒たちも優劣、1番、2番をつけてくださいと誰も言っていないのです。

町長、動画御覧になりましたか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 見ました。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） その中で子供たちも直接手渡しした際に、評価してくれ、1位、2位の順位をつけてくれと誰が言ったのですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） そういうことは誰も言っておりません。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 誰も言っていないのに何で町長が評価するとかしないとかという話になるのですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 町長として直接渡された以上、取り上げるか取り上げないかという話になりましたので、その時点で取り上げる、取り上げないというようなことになりますと評価という格好になりますので、全体として町としては学校と協議は持つということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 最初の答弁では渡された生徒に対してきちんと回答すると言ったのです。全然話がかみ合っていないと思います。

子供たちはどういうふうにしたかという、その中で優劣をつけてくれるのではなく、町長が掲げる活力があるまちづくりに一つでも役立てればという思いで提案されたのです。それが受け手側がしっかり把握していないのかなというふうに思っていますが、すごく不安です。当日議員の方はペーパーでそれぞれの班のことを、8グループにそれぞれが評価というか、感想を書いたのです。せっかく1つずつ提案してくれたわけですから、このグループはこういうふうにと。自分は各課も含めて聞いたところによると、その後教育委員会の方が各課に担当する、観光なら観光、農業ですとか、各振興に関わるところにきちんと説明して資料を持っていっているはずなのです。なおかつ子供たちが望んでいるのはやっぱり町長さんと。会場にはいなかったですけども、いないながらもぜひ一つでもいいから私たちのアイデアを活用して活性化させてください、町を発展してくださいという願いがあったと私は感じていますし、当日山口教育長も講評の中で一つでも行政側がそれを形にするように議員の方もきつと活動してくれますねということもおっしゃっていたのです。そういう面では評価をしてくれということではなくて現実に、質問の中でも書いたのですけれども、中期ですとか長期、あとは短期で、すぐにできることももちろんあったと思うのですけれども、その辺をきちんと生徒に回答してほしいというふうに思います。

それと、自分はもちろん生徒にも回答してほしいのですけれども、私自身の質問の中で実施できそうな事業、または難しいと考えた事業があるかというような、取組についてどういうふうに考えていますかと私は質問今回したつもりなのです。それに付け加えてもちろん生徒たちにも回答すべきだというふうな提案をしたわけですけども、今回の質問に関しては、この中では私の質問に対しては答えていただけていないのかなというふうに思うのですけれども、その辺具体的な案として回答、答弁していただくことは可能でしょうか。答弁できますか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時12分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 生徒にまずというよりは、まずは学校側にそういったものを提示したいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） それはそれです。私がこの一般質問の中でどうですかというふう

に聞いている質問には答えられていないと思うのですけれども、学校は学校、今は議場ですから、一般質問の私の質問として答弁はあるのかなのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時13分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） まず、持ってこられた生徒さんたちに対しての返答ということが先にくるのではないかというふうなことでございますので、そういった形で先ほど申し上げた形で回答をしたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） それはいいのです。生徒は生徒でしてください。私の質問については答えないということでもいいのですか。答弁を拒否するということがよろしいのでしょうか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時14分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ここで答弁申し上げますと、学校に対する回答よりも議会に対する答弁が先になるということになりますので、学校側に回答してから再度議会側にもしたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 議会にどういうふうに説明するのですか。自分は今与えられた12月定例会の一般質問で質問しているわけです。それには答えられ……もちろん今もずっと答えられないし、前が後って関係ないです。僕の質問に対して答えないということではないのですよね。そこをお願いします。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時16分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 小寺議員の質問に答えないということではなくて、そういった経緯、経過を持っているので、先に学校側、生徒側にお話をしたいというふうに思っているということでございますので、ここは議会でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 理解できません。私の議員としての権利として一般質問をしているわけです。そうしたら、これは学校の回答は関係なく答えていたのですか。自分はこの時間、私の権利として質問をして、それに対して回答がないということは本当に答弁拒否と受け取られてしょうがないことですし、私が質問する権利を侵害しているといか言いようがないです。答えていないわけですから、答える気もないわけですから。先ほど言ったその後に議会、私の時間はもうないわけです。質問できる機会は今のあと残り3分しかないわけで、その中で答えないということは、あくまでも行政側、町長の答弁拒否というふうに私は理解しております。かなり議会としては重い発言だったかなというふうに思えます。答えないわけですから。質問に対して答えないという選択を町長はしたわけですので、重く受け止めていただきたいなというふうに、一般的な議会ではあり得ないかな、質問をして答えないわけですから。

最後になりますが、5点目のそういう認識がないということですが、9月定例会でも町長はご自身で答弁しております。議会への対応を失念していたですとか、天売の関係ですけれども、町行政に対して不信感を与える結果となったということからも、先ほども答弁のやり取りもありましたけれども、町長が考える、やる、やらない、やりたくない、そういう判断だけで議会の全議員での要望ですとか、私個人の質問権を侵害して答弁を拒否するですとか、そういうことも含めたことが無意識にやられているとすればかなり問題であって、過去の答弁、議事録御覧になったら分かると思うのですけれども、ご自身でも認められているのです、そういうことをしたということ。その整合性が取れないのではないかなというふうに考えています。もちろん過去の町長の議事録公開されていますけれども、それを見ての発言かなというふうには思うのですが、全く理解できませんし、していないということではなくてご自身で認められているわけですから、その辺も踏まえて再度この8年間の反省を踏まえた今後についてご意見をお聞かせいただきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 時間来ていますので、町長の答弁をまずしていただきまして、それで次に最後の締めめの発言をお願いします。そこから答弁はもう求めませんので、その順番でいきたいと思えますので、ご理解ください。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 5点目では議会との協議や検討が行われることは全然ないという

わけではないでしょうけれども、少ないというようなご意見でございましたが、病院問題でも何年目でしたかは忘れましたが、道のほうに行っておりますし、インターネット配信も2度ほど協議もやっておりますし、それから一般質問の45分に延びた経緯もたしか議会から申出があって、お会いした中で決定されたことと思っておりますので、一切無視だとか、そういうことはしたつもりはございませんが、失念している部分は多々あったかもしれないので、改めておわびを申し上げますし、今後もそういうことがないように努力したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（森 淳君） 最後の発言許します。

7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 今回もですけれども、なかなか一般質問のやり取りがかみ合わない機会が多かったかなと。私自身の未熟さもあるとは思いますが、今回に関しては町長が私の質問に対して答えていただかなかったということがかなり大きな、議員としても議会としても大きなことになっているのかなと思います。今後4年間町長されるわけですから、過去の議事録も含めてしっかりと精査した中で整合性を取った中で町政を運営していただきたいということと、せっかくなのでいいアイデアをたくさん出してくれた子供たちに、それを全部かなえるのではなくて、一つでも羽幌町のために貢献したいという子供たちの声をしっかりと受け止めて、それを次年度にすぐにでも実行できることは反映していただきたいというふうなことを願って一般質問を終わりたいと思います。

○議長（森 淳君） これで7番、小寺光一君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時31分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第7号

○議長（森 淳君） 日程第4、報告第7号 令和4年度定期監査報告（第2次）についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、鈴木典生君。

○代表監査委員（鈴木典生君） ただいま議題となりました令和4年度定期監査報告（第2次）について内容のご説明を申し上げます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施しましたので、同条第9項及び羽幌町監査基準第14条の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

なお、本監査の報告につきましては、平山監査委員との合議によるものであります。

1 ページをお開き願います。定期監査報告書。

1、監査の時期及び対象であります。平山監査委員と共に、令和4年10月19日から11月2日までのうち5日間にわたり、地域振興課ほか、御覧の対象機関を実施したところでございます。

2、監査の対象とした事項であります。財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、提出された関係書類、帳簿等に基づきその内容を確認するとともに、関係職員からの聞き取りにより実施をいたしました。

3、監査の結果であります。財務に関する事務についてそれぞれ適正な執行に努められたものと認められました。

主な内容につきましては、次のとおり報告をさせていただきます。2 ページをお開き願います。最初に、福祉課について申し上げます。(1)、社会福祉状況、①、福祉タクシー利用状況であります。障がいの程度に応じましてタクシーの乗車券を該当者に年間24枚、または12枚を交付しているものであります。また、その属する年度内に満80歳以上となられました方に対しましても12枚を交付しております。令和4年度9月末現在の総交付枚数は1万644枚で、うち総利用枚数は3,675枚となっております。次に、②の児童手当の支給状況では、令和3年度及び令和4年度9月末までの受給者数等を表したものでございます。内容は記載のとおりでありますので、御覧をいただき、説明は省略させていただきます。③、令和4年度認定こども園及び幼稚園施設型給付費状況ですが、アの対象園児数は、9月末現在におきまして藤幼稚園21名、認定こども園・まきでは幼稚園35名、保育所75名となっており、合計で131名となっております。3 ページを御覧願います。イ、負担金の支出状況は、国・道、町合わせて藤幼稚園につきましては1,030万9,540円、認定こども園・まきの幼稚園は1,661万2,370円、保育所は3,715万1,276円、合計で6,407万3,186円となっております。町の負担は、幼稚園2か所で852万788円、保育所1か所で928万7,819円、合計で1,780万8,607円となっております。④の地域福祉基金状況であります。今年度9月末までの寄附金は1件、10万円であります。5月に基金に積立てをしており、3億1,222万6,735円となっております。⑤、保育士修学資金貸付状況であります。令和4年度における4月から9月末までの貸付け及び返還等はございません。⑥、保育士修学基金状況から次のページ、⑧の福祉バス利用状況までにつきましては、説明を省略させていただきます。⑨の老人クラブ等補助金交付状況では、前年度に比較し、団体数は3団体減の6団体となっており、会員数も53名減少し、105人となっております。また、交付決定額につきましても11万8,700円減の101万6,500円となっております。⑩の敬老会事業助成金交付状況では、市街地区の敬老の集い事業は今年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となっておりますことから、羽幌町社会福祉協議会への助成金交付はありません。⑪、令和4年度敬老記念品贈呈状況、⑫の勤労青少

年ホーム利用状況につきましては、説明を省略させていただきます。

5 ページを御覧願います。(2)、国保医療状況の①、医療費支出状況では、会計区分ごとの扶助費等の費用を表したもので、内容は記載のとおりであります。以下説明を省略させていただきます。②、国民健康保険給付費支払準備基金状況につきましては、令和3年度の国保事業に充当するため、出納閉鎖期間の5月に667万6,713円を取り崩しております。

6 ページをお開き願います。健康支援課でございます。(1)、各種検診実施状況と(2)、各種予防接種実施状況は、検診及び予防接種区分ごとの対象者数等を令和3年度実績と令和4年度9月末現在の状況を表したものであります。各種予防接種実施状況で、次のページになりますが、表の下段に新型コロナウイルスワクチンの接種状況を記載しております。令和4年度、満5歳以上で3回目接種者は、町外での接種者を除き、9月末で4,865名、92.4%であります。御覧をいただくことにより、説明は省略させていただきます。(3)、すこやか健康センター利用状況、次のページ、8ページの(4)、介護認定状況、①、令和3年度申請及び認定状況、②、令和4年度申請及び認定状況(9月末現在)につきましても御覧をいただくことにより、説明を省略させていただきます。③、要介護認定者介護サービス利用状況では、令和4年8月末現在における認定者のサービス利用状況を介護度ごとに在宅と施設入所者の人数を表したものであります。利用者は、昨年度同期と比較し、合計で11名減の409名となっております。

9 ページを御覧願います。(5)、特別養護老人ホーム及び(6)、しあわせ荘短期入所生活介護につきましても説明は省略させていただきます。

10 ページをお開き願います。(7)、介護保険給付状況、①、居宅介護、居宅支援サービスの4年度9月末実績では、主に特定入所者介護(支援)サービス費において施設サービス利用者の自己負担限度額を超える件数が減となったことから、前年度同期に比較しますと、件数で347件減の5,303件、支給額は1,336万65円の減で3億2,289万5,508円となっております。

②、介護保険給付費等準備基金状況、次のページ、(8)、緊急通報装置設置状況は、御覧をいただくことにより、説明は省略させていただきます。

次に、(9)、医師研究資金等貸付状況であります。令和4年度における4月から9月末までの貸付けは6名、3,780万円であります。また、償還免除は6名で1,400万円となっております。令和4年9月末現在の貸付額は6名、6,280万円となっております。

(10)、助産師看護師修学資金貸付状況であります。令和4年度における4月から9月末までの貸付けは6名で169万円、また返還免除は1名、30万円、返還は3名の115万円となっており、令和4年度9月末現在の貸付額は12名で1,929万円であります。

(11)、助産師看護師修学基金状況につきましては、今年度の増減はありません。

次に、12ページをお開き願います。町民課について申し上げます。(1)、総合受付状況につきましては、記載のとおりの内容となっております。御覧をいただくことにより、説明は省略をさせていただきます。

13ページを御覧願います。(2)、公営住宅管理状況、①、管理戸数及び入居状況の下段にあります空き家戸数は、前年同期より13戸減の64戸となっておりますが、この中には政策空き家として37戸が含まれておりますことから、利用可能な空き家戸数は27戸となっております。②の敷金状況は、記載のとおりとなっております。③、羽幌町営住宅等整備基金状況につきましては、4月に1,578万2,000円を積立てし、1億2,939万8,000円となっております。

(3)の令和3年度集会所利用状況から17ページの(9)、海鳥保護基金状況までは御覧をいただくことにより、説明は省略をさせていただきます。

(10)、北海道海鳥センター入館者状況であります。4年度9月末現在の入館者は前年同期に比較して2,166人減の4,554人で、平成9年度オープン以来の累計では44万8,687人となっております。

18ページを御覧願います。(11)、生活路線バス通学定期運賃補助金交付状況であります。4年度の通学対象者数8名に対して定期運賃の額に100分の15を乗じて得た補助金額は、50万1,600円となっております。

(12)、令和3年度の生活路線バス維持費補助金交付状況であります。羽幌町が関与する対象路線の補助金額のうち羽幌町の補助金交付額は、表の右下の合計1,041万6,000円となっております。

(13)、令和3年度の離島航路事業補助金交付状況であります。表にあります離島航路旅客運賃補助は、離島住民に対しての高速船に係る急行料金の割引補助で、町の単独補助であります。4月、フェリー点検のため高速船のみの運航時に係る急行料金の10割、また通常期間における急行料金の3割を補助するもので、41万7,660円となっております。次に、離島航路旅客定期航路事業補助であります。これにつきましても表右の摘要欄に記載のとおり、島民運賃補助であります。北海道との協調補助で離島住民に対し航路運賃の割引補助をしているもので、羽幌町の補助金交付額は107万378円です。次の離島航路定期航路事業補助につきましては、航路運営に係る欠損補助で、国庫補助事業であります。国の補助残につきましては、道と町おのおの2分の1の協調補助で、羽幌町の補助金交付額は4,740万4,375円です。

次のページ、(14)、交通対策事業基金状況から20ページの(16)、町内循環バスほっと号利用状況までの説明は省略をいたします。

21ページを御覧願います。財務課について申し上げます。(1)、町税収納状況であります。9月末現在の収納率を合計欄で申し上げますと、現年度分と滞納繰越分の合計は63.98%で、前年度同期と比較し、1.07ポイント増加しております。

以下、22ページの(2)、保険税収納状況から23ページの(6)、備荒資金組合納

付金状況までにつきましては、御覧をいただくことにより、説明は省略をさせていただきます。

24ページをお開き願います。出納室について申し上げます。有価証券及び出資による証券の保管状況であります。株券等は会計管理者において保管されており、9月末現在の合計額は3,494万4,000円で、昨年度と同額であります。

25ページを御覧願います。総務課について申し上げます。職員配置状況であります。表の右側、下段の合計欄に記載のとおり、職員数は定数160人に対して現員数126人、定数外職員107名の合計233人です。前年同期と比較し、職員2名、定数外職員が5名増加しており、合計で7名の増となっております。

(2)、役場庁舎等整備基金状況につきましては、預金利息12万円を積立てし、1億6,381万1,539円となっております。

26ページをお開き願います。地域振興課について申し上げます。(1)、人づくり事業基金状況につきましては、説明は省略をさせていただきます。

次に、(2)、まちづくり事業基金状況ですが、増加額の716万6,943円につきましては、令和3年度の商業複合施設貸付けの収支残716万6,542円及び定期利息分401円を積み立てたものであります。また、減少額1,098万7,135円につきましては、令和3年度のハートタウンはぼろ改修事業における財源充当により取崩しをしたものでございます。

(3)、まちづくり応援基金状況です。増加額1億3,974万6,917円につきましては、次の(4)、まちづくり応援寄附金実績、表の左に記載の令和3年度の寄附金同額を積み立てたものであります。減少分の1億141万5,000円は、地域産業の活性化のための事業など、用途の指定されたまちづくり事業及び返礼品等に係る経費に充当したものであります。

(4)、まちづくり応援寄附金、ふるさと納税ですが、実績について申し上げます。令和4年度の9月末までの状況ですが、道内居住者206件、道外居住者2,520件、合計2,726件で、3,602万6,000円となっております。昨年同期と比較しますと、件数で181件減となっておりますが、寄附金額では58万8,000円の増となっております。

27ページを御覧願います。教育委員会所管であります学校管理課について申し上げます。(1)の奨学基金運用状況では、基金運用額は前年度と同額の1,472万円で、表の右側に記載のとおり、今年度9月末までの償還金は6名、66万2,000円、新規貸付け4名、40万円です。運用額の内容は、貸付金9名で297万6,000円、現金は1,174万4,000円となっております。

(2)、羽幌町教育施設整備基金状況であります。預金利息2,600円を積立てし、9月末現在2億1,441万8,940円となっております。

(3)、スクールバス利用状況は、記載のとおりの内容となっております。

28ページを御覧願います。(4)、小学校、中学校の現況についてであります。10月1日現在の児童数、生徒数を前年同期と比較しますと、羽幌小学校では6名減の256人、羽幌中学校では7名減の127人となっております。以下説明は省略をさせていただきます。

29ページを御覧願います。社会教育課について申し上げます。(1)、郷土資料館入館状況、(2)、焼尻郷土館入館状況は、説明を省略させていただきます。

(3)の体育施設利用状況ですが、9月末現在では前年同期に比較し、711人減の合計4万7,803人となっております。これは、陸上競技場の改修に伴う利用者数の減が主な要因であります。

30ページをお開き願います。(4)、文化協会加盟団体状況及び(5)、体育協会加盟団体状況であります。前年度同期に比較して加盟団体数は、文化協会で3団体減、1団体増により28団体、体育協会は2団体減の11団体で、合計39団体であります。会員数は、総数で文化協会28名減の346人、体育協会は7名減の445人であります。

(6)の中央公民館利用状況では、9月末現在9,467人で、前年同期より3,646人増加しております。要因としましては、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止による施設の休館もなく、利用自粛等が緩和されたことによるものであります。

(7)、図書館利用状況は、記載のとおり内容となっております。

以上で令和4年度第2次定期監査報告といたします。よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(森 淳君) これから監査報告の内容について、監査委員に対して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第7号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第7号 令和4年度定期監査報告(第2次)については原案のとおり承認することに決定しました。

昼食のため暫時休憩します。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長(森 淳君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第55号

○議長（森 淳君） 日程第5、議案第55号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） ただいま上程されました議案第55号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和4年12月8日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、職員の定年引上げ等に関し関係条例の規定を整備するため、制定しようとするものであります。

次のページをお開き願います。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

それでは、制定内容につきまして、別途お配りしております議案第55号説明資料、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（要旨）及び議案第55号新旧対照表に基づき説明させていただきます。なお、新旧対照表と記載されておりますが、関係条例改正に伴う新旧対照表となっております。左側が現行条文、右側が改正後案となっております。改正箇所につきましては下線を引いております。

なお、資料につきましては要点の説明と、そのほか適用条項の改正や条項の整備、字句の整理などにつきましては資料の説明により省略させていただきますので、ご了承願います。

それでは、議案説明資料、要旨1ページを御覧ください。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行うため、職員の定年等に関する条例等の一部を改正するほか、職員の再任用に関する条例を廃止しようとするものでございます。

1の職員の定年等に関する条例の一部改正、整備条例第1条関係ですが、（3）を御覧ください。第2章の定年制度ですが、①のとおり職員の定年は年齢65年とするものであります。②の定年による退職の特例は、役職定年制の特例適用者の勤務の延長としまして、役職定年制の特例により降任等をせず、定年退職日まで引き続いて管理監督職として勤務させた職員を勤務延長させる場合については町長の承認を得たときに限ることとし、1年を超えない範囲で延長できることとするものであります。ただし、当該期間は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年までとするものでございます。

続いて、2ページをお開きください。（4）、第3章、管理監督職勤務上限年齢制であります。①の管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職は、職員の給与に関す

る条例、羽幌町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定に基づいて管理職手当を支給される職員、課長や課長補佐職となります。②の管理監督職勤務上限年齢ですが、役職定年の年齢は、年齢60年とするものでございます。③の他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準ですが、任命権者が役職定年制により他の職への降任等を行うに当たっては、地方公務員法に定めるもののほか、遵守しなければならない基準を定めているものでございます。④の管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例ですが、管理監督職を占める職員の降任等により公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合に、引き続き当該職員に当該管理職を占めたまま3年間を上限として勤務させることができるものであります。⑤は、異動期間の延長等をする場合は、あらかじめ職員の同意を得ることとしております。⑥は、異動期間を延長した場合において当該異動期間の末日の到来前に異動期間延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものであります。

(5)、第4章、定年前再任用短時間勤務制を御覧ください。①の定年前再任用短時間勤務職員の任用ですが、年齢60年に達した日以後、定年退職日前に退職した者を従前の勤務実績等に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができるものです。任期は、定年退職日相当日までであり、当該日を経過した者はこの限りではありません。通常は定年延長していけばフルタイムで働くこととなりますが、本人の働き方により、この短時間勤務制を選択することができるというものであります。

続いて、3ページをお開きください。(7)、附則の①、定年に関する経過措置(附則第2項)でございますが、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間、2年に1年ずつ段階的に定年の年齢を引き上げるもので、表に記載のとおりでございます。②の情報の提供及び勤務の意思の確認についてでございますが、対象職員への周知としまして59歳となる年度中に当該職員に対し年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する内容、その他必要な情報を提供し、勤務の意思の確認を行うよう努めるものとしております。

次に、2の職員の再任用に関する条例、整備条例第2条関係ですが、地方公務員法の一部を改正する法律により再任用制度が廃止されることに伴い、本条例を廃止するものであります。

次に、3の職員の給与に関する条例の一部改正、整備条例第3条関係ですが、(1)、昇給の基準、第4条ですが、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額に当該定年前再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を常勤職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とするものであります。

続いて、(3)の附則ということで、4ページをお開きください。①から⑧の第6項から第13項の附則の追加ですが、当分の間の措置としまして、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月

額に100分の70を乗じて得た額とするものであります。つまりその前年度まで支給されていた給料の7割に減額して支給されることとなります。

そのほか7割措置に伴う適用外の職員や給料の調整額について規定しておりますので、御覧いただき、説明は省略させていただきます。

続いて、5ページをお開きください。(4)、別表ですが、①の別表第1は定年前再任用短時間勤務職員給料について定め、②の別表第3は級別職務分類表中、係長相当の専門員の職務の規定を整理するものでございます。

次に、7の羽幌町職員の分限、懲戒及び表彰に関する条例の一部改正、整備条例第7条関係を御覧ください。ここでは役職定年制などによる職員の降格、降号に伴う降給の種類やその事由を整備するもので、続いて6ページをお開き願います。(3)の附則の追加では、役職定年に伴う7割措置に関して必要な事項等を定めているものでございます。御覧をいただき、説明は省略させていただきます。

次に、10の羽幌町職員の育児休業等に関する条例の一部改正、整備条例第10条関係ですが、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に、職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を対象に加えるものでございます。

次に、11の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正、整備条例第11条関係ですが、公益法人等へ職員を派遣することができる対象とされていた再任用職員は、再任用職員制度の廃止のため削除し、公益法人等へ職員を派遣することができない職員に、新たに職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を対象に加えるものであります。

続いて、7ページをお開きください。12の附則、(1)、施行期日、第1条は、令和5年4月1日でございます。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行するものでございます。

続いて、(2)以降は経過措置の規定となります。(2)、勤務延長に関する経過措置、第2条ですが、これは旧条例の規定により勤務延長された職員についての経過措置であり、新条例の施行後に任命権者が旧条例第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは勤務延長の期限を延長することができるものであります。旧条例による当該職員の定年退職日の翌日から起算して3年を超えることはできないこと、また勤務延長している職員について昇任、降任、転任することができないことなどを定めるものであります。

次に、(3)、定年退職者等の再任用に関する経過措置ですが、これまで旧条例による再任用制度がありましたが、定年延長制度の導入により令和13年度末までの間、65歳に達する年度の末日まで常時勤務を要する暫定再任用職員として、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、採用することができることとされているものであります。①から⑤につきましては、御覧をいただき、説明は省略させていただきます。

次に、（４）の定年退職者等の再任用に関する経過措置は、町が加入する一部事務組合における暫定再任用職員の採用に関するもので、選考基準等、任期等は、（３）で説明した内容と同様となります。

次に、（５）の定年退職者等の再任用に関する経過措置は、（３）で説明いたしました常時勤務を要する暫定再任用職員以外に短時間勤務の暫定再任用職員、いわゆる暫定再任用短時間勤務職員として採用することができる職員について定めるものであります。この場合、附則第３条第３項から第５項までの規定を準用します。

次に、（６）の定年退職者等の再任用に関する経過措置は、（４）で説明いたしました町が加入する一部事務組合における暫定再任用職員以外に（５）で説明しました暫定再任用短時間勤務職員として採用することができる職員について定めるものであります。この場合、附則第３条第３項から第５項までの規定を準用します。

９ページをお開き願います。次に、（７）、令和３年改正法附則第８条第３項の条例で定める職及び年齢は、令和３年改正法附則第８条第３項に規定する常勤の暫定再任用職員の昇任、降任等の特例として、条例で定める職及び年齢を定めるものでございます。御覧いただき、説明は省略させていただきます。

次に、（８）、令和３年改正法附則第８条第４項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第２２条の４第４項の条例で定める職及び年齢は、令和３年改正法附則第８条第４項に規定する短時間勤務の暫定再任用職員の昇任、降任等の特例の読替え適用を定めるものです。御覧をいただき、説明は省略させていただきます。

次に、（９）、令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員は、続いて１０ページをお開き願います。令和３年改正法附則第８条第５項に規定する短時間勤務の暫定再任用職員が定年退職相当年齢に達するまでの間における昇任、降任等の特例とする職を定めるものでございます。御覧をいただき、説明は省略させていただきます。

次に、（１０）、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置でございますが、当該定年前再任用短時間勤務職員が常勤職であった場合に適用される定年年齢、定年相当年齢に達した後に定年前再任用短時間勤務職員とすることはできないこと等を定めるものでございます。

次に、（１１）、令和３年改正法附則第２条第３項に規定する条例で定める年齢、第１１条は、令和３年改正法附則第２条第３項に規定する事前の情報提供及び勤務の意思確認の対象となる者の令和５年度中における年齢を条例で定めることとしており、この年齢は、年齢６０年とするものであります。

続いて、１１ページをお開き願います。次に、（１２）、改正後の職員の給与に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置は、給与月額７割措置に関する経過措置及び役職定年調整額に関する経過措置の規定は、施行日前に勤務延長をされた職員で、延長の期限が施行日以後に到来する職員には適用しないこととするものであります。

次に、（１３）、改正後の職員の給与に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置の①から⑦につきましては、暫定再任用職員の給料月額、育児短時間勤務をしている給料月額の調整、各種手当の適用、そのほか暫定再任用短時間勤務職員の給料月額、定年前再任用短時間勤務職員とみなして新給与条例の規定を適用することなどを定めているもので、御覧をいただき、説明は省略させていただきます。

続いて、１２ページをお開き願います。次に、（１４）、その他の改正後の職員の給与に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置の規則への委任は、第１２条、第１３条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定めることとするものであります。

次に、（１５）、改正後の羽幌町職員の勤務時間、休暇等に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置は、暫定再任用職員で新地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、改正後の羽幌町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第２条第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして新勤務時間等条例の規定を適用するものであります。

次に、（１６）、改正後の羽幌町職員の育児休業等に関する条例における規定は、地方公務員法の育児休業等に関する法律第１０条に規定する育児短時間勤務を行う職員に対する職員の給与に関する条例附則第６項の規定の適用については、当該職員に適用される給料表の給料月額に１００分の７０を乗じて得た額に羽幌町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第２条第２項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た額を乗じて得た額とするものであります。

次に、（１７）、改正後の公益法人等への職員の派遣等に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置でございますが、改正後の第２条第２項第１号の規定は、令和３年改正法附則第９条第２項に規定する暫定再任用職員には適用しないものとし、附則第２条第１項の規定による勤務の延長をすることとされている職員は、新条例第４条第２項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、改正後の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の規定を適用することとするものでございます。

以上が本条例の内容であります。

なお、条文の朗読につきましては、ただいまの説明をもちまして省略させていただきます。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第５５号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号

○議長(森 淳君) 日程第6、議案第56号 羽幌町職員の高齢者部分休業に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長(敦賀哲也君) ただいま上程されました議案第56号 羽幌町職員の高齢者部分休業に関する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和4年12月8日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)の施行を踏まえ、職員の高齢者部分休業の導入に関して必要な事項を定めるため、制定しようとするものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町職員の高齢者部分休業に関する条例。

それでは、制定内容につきまして別途お配りしております議案第56号説明資料、羽幌町職員の高齢者部分休業に関する条例(要旨)に基づきまして説明をさせていただきます。説明資料を御覧ください。定年引上げに伴い、高年齢期の職員における加齢による諸事情への対応や地域ボランティア活動への参加など多様な働き方のニーズへ対応するため、地方公務員法第26条の3の規定に基づき、羽幌町職員の高齢者部分休業に関する条例を制定しようとするものであります。

1の目的でございますが、地方公務員法第26条の3の規定に基づき、職員の部分休業に関し必要な事項を定めるものでございます。

2の高齢者部分休業ですが、高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で30分を単位として行うものとし、地方公務員法第26条の3第1項に規定する高年齢として条例で定める年齢は、60歳とします。

3の高齢者部分休業中の給与でございますが、職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき給料の月額及びこれに対する管理職手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給するものでございます。

4の承認の取消または休業時間の短縮でございますが、任命権者は、高齢者部分休業

をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取消しまたは休業時間を短縮することができるものとしています。

5の休業時間の延長でございますが、任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る部分休業時間の延長を承認することができるものとしします。

6、施行期日、令和5年4月1日から施行する。

以上が本条例の内容であります。

なお、条文の朗読につきましては、ただいまの説明をもちまして省略させていただきます。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第56号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 羽幌町職員の高齢者部分休業に関する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号

○議長（森 淳君） 日程第7、議案第57号 羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） ただいま上程されました議案第57号 羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和4年12月8日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）、いわゆるエネルギー供給強靱化法の施行に伴い、本条例において引用している法令名及び条項の整備を行うため、改正し

ようとするものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条例の一部を改正する条例。

羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条例（令和3年羽幌町条例第22号）の一部を次のように改正する。

それでは、改正内容の説明を申し上げますので、お配りしております新旧対照表を御覧ください。左側に現行条文を、右側に改正案を記載し、改正箇所には下線を引いて表示しております。

それでは、改正内容をご説明いたします。第2条では、用語の意義を定義しておりますが、第1号において電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に、同号中、第2条第4項を第2条第3項に、同条第6号中、第2条第1項を第2条第4項に、第7号及び附則第2項中、第9条第3項を第9条第4項に改める改正は、エネルギー供給強靱化法の施行により引用する法律名の変更及び条項の移動に伴い改正を行うものであります。

以上が改正内容の説明であります。

なお、改正文の朗読は、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

以上であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第57号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号

○議長（森 淳君） 日程第8、議案第58号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました議案第58号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和4年12月8日提出、羽幌町長。

提案理由は、北海道国民健康保険運営方針に資産割の廃止が明記されたことに伴い、税率改正する必要が生じたことから、改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羽幌町国民健康保険税条例（平成24年羽幌町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正内容をご説明申し上げますが、別途お配りしております議案第58号説明資料、羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして説明をさせていただきます。

今回の主な改正点につきましては、道内の保険料、保険税水準の統一を見据えた保険税額の確保と、先ほど提案理由で申し上げました北海道国民健康保険運営方針において資産割を令和8年度までに廃止する方針が明記されたことから、現行の所得割、均等割、平等割、資産割の4方式で構成される賦課方式を所得割、均等割、平等割の3方式に変更し、税額及び税率を改定するものであります。

次に、実際に改定する税額及び税率についてであります。説明資料の2に記載しております改正後の表のとおりとなります。改正につきましては、保険税額が増額となる世帯も発生することから、急激な上昇を抑えるため、令和5年度から4年をかけて段階的に改正することとしております。

また、均等割額や平等割額を改正することに伴い、これらの税額が基礎となります説明資料3に記載の特定世帯や特定継続世帯に係る平等割額、7割、5割、2割軽減額、未就学児童に係る均等割額の減額についても段階的に改定されることとなります。

次に、具体的な改正方法についてご説明申し上げます。議案の改正本文と別途お配りしております議案第58号新旧対照表を御覧ください。新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正後案を記載しており、改正部分には下線を引いて表示しております。

まず、議案の改正本文を御覧いただきたいのですが、このページとページの裏側の附則の前までが段階的な改正が完了する令和8年度の税額及び税率となっております。新旧対照表のほうを御覧いただきますと、現行条文の第2条第2項に記載のある資産割という表記が削除されております。また、現行条文の第3条第1項に記載されている基礎課税額に係る所得割の率については、現行の100分の6.0から100分の6.8、6%から6.8%に改正されております。以降につきましても説明資料に記載している令和8年度の税額や税率、連動する税額に改正されております。

次に、段階的な改正についてであります。資産割を廃止した後の税率等を本則とする考えから令和5年4月1日から施行いたしますが、令和5年度から令和7年度の税率及び

税額につきましては、附則の第3条から第5条におきまして、それぞれ各年度の特例措置として字句の読替えによる段階的に改正することとしております。

以上が改正要旨であります。ただいまの説明をもちまして改正本文及び附則の朗読は省略をさせていただきます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第58号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号～議案第63号

○議長（森 淳君） 日程第9、議案第59号 令和4年度羽幌町一般会計補正予算（第8号）、日程第10、議案第60号 令和4年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、日程第11、議案第61号 令和4年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第12、議案第62号 令和4年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第13、議案第63号 令和4年度羽幌町水道事業会計補正予算（第1号）、以上5件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました各会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計につきまして既定の予算総額に歳入歳出それぞれ436万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ73億8,996万6,000円とするものであります。

補正をいたします主な内容を申し上げます。歳出の2款総務費、自治振興費において離島航路欠損補助金1,222万2,000円の減額は、欠損に係る国庫補助額が増額されたことによるものであります。

次に、3款民生費、後期高齢者医療費において療養給付費負担金530万7,000円

の減額は、後期高齢者医療広域連合に対する負担金額の変更決定によるものであります。

次に、6款農林水産業費、農業振興費においてスマート農業導入支援事業100万円の増額は、スマート農業関連の設備導入に係る補助に関して事業量が増加する見込みから、増額するものであります。

以上で歳出を終わり、次に歳入の主なものを申し上げます。10款地方交付税2億334万4,000円の増額は、普通地方交付税の交付決定によるものであります。

次に、15款道支出金、総務費道補助金250万円の増額は、地域づくり総合交付金の交付決定によるものであります。

次に、18款繰入金、財政調整基金繰入金7,981万9,000円の減額は、財源調整によるものであります。

以上で一般会計を終わり、続いて国民健康保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ92万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,392万5,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、歳出の1款総務費、一般管理費において職員人件費80万4,000円、会計年度任用職員人件費1万1,000円の各増額は、人事異動などに伴うものであります。

次に、4款保健事業費、保健活動費において医薬材料費11万円の増額は、インフルエンザワクチン購入に係る単価上昇に伴うものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額しております。

続いて、後期高齢者医療特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ43万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,656万2,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金において事務費負担金43万8,000円の減額は、負担金額の変更決定によるものであり、歳入につきましては一般会計繰入金を減額しております。

続いて、介護保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ102万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,714万6,000円とするものであります。

補正をいたします内容を款別に申し上げます。保険事業勘定の歳出6款諸支出金、償還金及び還付加算金において介護給付費返還金51万8,000円の増額は、過年度分財政調整交付金の額確定に伴うものであり、歳入につきましては介護保険給付費等準備基金繰入金を充てております。

次に、介護サービス事業勘定の歳出、2款事業費、特別養護老人ホームの事業費において改修工事請負費154万円の減額は、しあわせ荘の防火扉改修工事に関し、施工内容の見直し及び施工期間の長期化が見込まれたことから、今年度の施工を中止するものであり、歳入につきましては特別養護老人ホーム整備基金繰入金を減額しております。

続いて、水道事業会計の補正につきましてご説明申し上げます。収益的収入及び支出において、支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用において58万3,000円の増額は、人事異動等に伴う人件費の補正をするものであり、予算総額を2億2,670万1,000円とするものであります。

なお、資本的収入及び支出につきましては補正はございません。

以上、今回補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） それでは、私から内容をご説明いたします。

一般会計の4ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正であります。苦前町以北7町村で運営している遠別民放ラジオ中継局に関し、令和5年度に予定されていた同中継局の支線交換工事について昨今の資材高騰や納入遅延により単年度での施工が困難な状況となっており、来年度中の施工完了を可能にするためには今年度中の発注、契約締結が必要なことから、運営負担金について債務負担行為として追加するものであります。

次に、第3表、地方債補正であります。対象事業費の確定等に伴い、限度額を変更するものであります。

14ページをお開き願います。2款総務費、財政管理費において電算システム改修委託料100万1,000円の増額は、経常収支比率等の算定に用いられる地方財政状況調査に関して来年度から追加される新たな調査表への対応が必要なほか、来年10月から実施される適格請求書保存方式、いわゆるインボイス制度に対応させるため、財務会計システムを改修するものであります。

同じく支所費において車両等購入費23万7,000円の減額は、事業完了に伴う執行残であります。

同じく自治振興費において集会所改修工事請負費118万5,000円の減額は、栄町コミュニティセンター屋根ふき替え工事に関し、工事内容及び資材単価等の精査が必要となったことから、今年度の施工を中止したことによるものであります。

15ページを御覧ください。3款民生費、社会福祉費において国民健康保険事業特別会計繰出金92万5,000円の増額は繰り出し対象経費の増加によるものであり、高齢者世帯等生活支援給付事業につきましては特定財源であります道支出金が増額されることから財源更正するものであります。同じく特定財源である国庫支出金、地方創生臨時交付金において同額を減額することから、この表の補正額の財源内訳欄には数値が出ないこととなります。

同じく介護福祉費において除雪サービス事業委託料58万5,000円の増額は、対象者の増加等によるものであります。

同じく後期高齢者医療費において後期高齢者医療特別会計繰出金43万8,000円の

減額は、繰り出し対象経費の減少によるものであります。

16ページをお開き願います。4款衛生費、保健衛生費の医師確保対策事業につきましては、過疎対策事業債（ソフト分）について同意額の総枠調整から、当該事業への充当額を増額する財源更正であります。

同じく健康センター運営費において医薬材料費35万3,000円の増額は、インフルエンザワクチン購入に係る単価上昇によるものであり、償還金利子及び割引料17万2,000円の増額は、がん検診等推進事業及び風しん追加的対策事業に係る過年度分国庫負担金の精算に伴う返還金であります。

同じく環境衛生費においてマムシ生息実態調査委託料48万2,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業を中止したことによるものであります。

17ページを御覧ください。6款農林水産業費、農業振興費において有害鳥獣駆除委託料33万8,000円の増額は、国及び道からの通知に基づき、エゾシカ捕獲を強化するためのものであります。

同じく畜産業費において焼尻めん羊牧場管理運営事業179万円の増額は、燃油価格及び飼料価格の高騰によるものであります。

18ページをお開き願います。7款商工費、商工振興費においてハートタウンはぼろ運営事業871万5,000円の増額は燃料及び電力使用料の増加並びに燃油価格の高騰などによるものであり、雇用促進助成金24万円の増額は助成対象者数の増加見込みによるものであります。消費活性化対策事業につきましては、先ほどご説明いたしました高齢者世帯等生活支援給付事業において地方創生臨時交付金の充当額が減額となりましたことから、当該事業に同交付金を一部充当する財源更正であります。

同じく観光費においてサンセットビーチ管理委託料68万4,000円の減額は、事業完了によるものであります。

19ページを御覧ください。8款土木費、道路維持費において修繕料473万7,000円の増額は除排雪車両の老朽化に伴う補修対応の増加によるものであり、光熱水費357万7,000円の増額は燃油価格高騰に伴う電気料金の上昇によるものであります。

次の港湾管理費につきましては、羽幌港荷さばき地整備に係る財源の一部について地方債からまちづくり応援基金繰入金に財源更正するものであります。

20ページをお開き願います。9款消防費において消防費の北留萌消防組合負担金事業につきましては、消防団員用活動服購入費用につきまして地域づくり総合交付金の対象となりましたことから、財源更正するものであります。

次の災害対策費の防災対策事業につきましては、ウェブハザードマップ構築費用がデジタル田園都市国家構想推進交付金の対象に、防災資機材購入事業が地域づくり総合交付金の対象となりましたことから、それぞれ財源更正するものであります。

21ページを御覧ください。10款教育費、教育総務費、教育振興費において羽幌高等学校教育振興会事業補助金357万2,000円の減額は、新入学生徒の実績に伴う入学

準備金の減少及び通学定期券購入補助の執行見込みによるものであり、学校運営協議会委員報酬34万3,000円の減額は、会議開催数等の減少によるものであります。

同じくバス運行費において車両購入費394万8,000円の減額は、スクールバスの納入完了によるものであります。

22ページをお開き願います。同じく小学校費、学校管理費において需用費550万5,000円の増額は、燃油価格高騰等に伴う各小学校の燃料費及び電気料の上昇見込みによるものであり、工事請負費82万7,000円の減額は、羽幌小学校体育館屋根改修工事の完了によるものであります。

23ページを御覧ください。同じく中学校費、学校管理費において需用費262万1,000円の増額は、燃油価格高騰等に伴う各中学校の燃料費及び電気料の上昇見込みによるものであり、負担金補助及び交付金163万2,000円の減額は、各中学校における中体連参加競技等の完了によるものであります。

24ページをお開き願います。同じく高等学校費、学校管理費において需用費30万3,000円の増額は、燃油価格高騰等に伴う天売高等学校の燃料費及び電気料の上昇見込みによるものであります。

同じく高等学校費、教育振興費において天売高等学校教育振興事業24万8,000円、天売高等学校土曜授業事業5万8,000円の各減額は、実績及び執行見込みによるものであり、天売高等学校学生寮運営事業28万2,000円の増額は、燃油価格高騰等に伴う学生寮の燃料費及び電気料の上昇見込みによるものであります。

25ページを御覧ください。同じく体育施設費において需用費162万1,000円の増額は、燃油価格高騰等に伴う総合体育館の燃料費及び電気料の上昇見込みによるものであります。

同じく学校給食費において需用費178万1,000円の増額につきましても、燃油価格高騰等に伴う学校給食センターの燃料費及び電気料の上昇見込みによるものであります。

次の26ページにつきましては、給与費明細書となっております。御覧をいただき、説明は省略させていただきます。

以上が一般会計の補正内容であります。各特別会計及び水道事業会計の補正内容につきましては、町長からの提案理由の説明をもちまして内容説明は省略させていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債ほか一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第59号 令和4年度羽幌町一般会計補正予算（第8号）について歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 令和4年度羽幌町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 令和4年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号 令和4年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 令和4年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号 令和4年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 令和4年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号 令和4年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 令和4年度羽幌町水道事業会計補正予算（第1号）について収益的収入及び支出ほか一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号 令和4年度羽幌町水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◎発議第9号

○議長（森 淳君） 日程第14、発議第9号 議員の派遣についてを議題とします。

本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究等のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事案について道内外の関係機関に議員を派遣したいと思えます。なお、諸般の事情による派遣日程等の変更があった場合、その他緊急を要する派遣事案があった場合は、議長にその内容決定を一任いただ

きたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号 議員の派遣については原案のとおり決定されました。

◎発議第10号

○議長(森 淳君) 日程第15、発議第10号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事務調査について、それぞれの委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第10号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査については原案のと
おり決定されました。

◎日程の追加

○議長(森 淳君) お諮りします。

ただいま町長から議案第64号、議案第65号、同意第3号及び同意第4号が提出され
ました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3及び追加日程
第4として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号、議案第65号、同意第3号及び同意第4号を日程に追加し、
追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3及び追加日程第4として議題とすることに決
定しました。

◎議案第64号

○議長(森 淳君) 追加日程第1、議案第64号 産業廃棄物(安定型)最終処分場
埋立工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、金子伸二君。

○建設課長(金子伸二君) ただいま上程されました議案第64号 産業廃棄物(安定
型)最終処分場埋立工事請負契約の変更について、地方自治法第96条第1項第5号の規
定による締結の提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和4年12月15日提出、羽幌町長。

契約の内容でございますが、1、契約の目的は、産業廃棄物（安定型）最終処分場埋立工事でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札でございます。

3、契約金額は、変更前が1億5,680万5,000円、うち消費税1,425万5,000円を含むものでございまして、変更後は1億4,292万3,000円、うち消費税1,299万3,000円を含むものでございます。

4、契約の相手方は、苫前郡羽幌町南町2番地、株式会社水上建設工業所取締役社長、水上博であります。

提案の理由でございますが、令和2年12月11日第11回定例会議案第76号、産業廃棄物（安定型）最終処分場埋立工事請負契約の変更で議決された契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、変更の主な理由としましては、工事完了することに伴い、廃棄物等の量が減ったこと、それにより交通誘導警備員の数量が減ったことが主な理由となっております。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第64号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号 産業廃棄物（安定型）最終処分場埋立工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第65号

○議長（森 淳君） 追加日程第2、議案第65号 令和4年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま追加提案となりました令和4年度下水道事業特別会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に変更はなく、繰越明許費及び債務負担行為を追加するものであります。補正をいたします内容をご説明申し上げます。初めに、繰越明許費の追加であります。7月に契約を締結いたしました羽幌浄化センター2系、ナンバー2の1、曝気装置電気計装設備等更新工事について、昨今の半導体不足等の影響により主要部品の調達が大幅に遅延する状況にあり、年度内の完成が困難な見込みとなりましたことから、当該工事について来年度に繰り越すものであります。

次に、債務負担行為の追加であります。羽幌浄化センターの2系返送汚泥流量計変換器について先月故障が発生し、メーカーからの代用品で仮復旧を行ったところでありますが、設置から18年経過しており、修繕による対応では安定した運用が困難な見込みであることから、変換器の交換を予定しておりますが、こちらも昨今の半導体不足等の影響により納入が来年度になる見込みであることから、債務負担行為を設定し、発注するものであります。

以上、今回補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、繰越明許費及び債務負担行為一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第65号について繰越明許費及び債務負担行為一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号 令和4年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

◎同意第3号

○議長（森 淳君） 追加日程第3、同意第3号 羽幌町副町長の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 同意第3号 羽幌町副町長の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

住所、苫前郡羽幌町北3条2丁目7番地、氏名、鈴木典生、生年月日、昭和28年8月24日生まれ、69歳。

副町長でありました今村裕之氏が令和4年12月14日付をもちまして任期満了となりましたことから、氏の人格、識見はもちろんのこと、長年培われた行政経験の下に町行政にご尽力をいただきたいと考え、鈴木典生氏を副町長としてご同意を賜りたく、提案申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これから同意第3号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから同意第3号を採決します。

お諮りします。本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号 羽幌町副町長の選任については同意することに決定しました。暫時休憩します。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時12分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎同意第4号

○議長（森 淳君） 追加日程第4、同意第4号 羽幌町監査委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 同意第4号 羽幌町監査委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

住所、苫前郡羽幌町南2条4丁目8番地の1、氏名、熊木良美、生年月日、昭和34年

7月10日生まれ、63歳。

現監査委員であります鈴木典生氏が令和4年12月15日付をもちまして退職するため、氏の人格、識見はもちろんのこと、長年培われました行政経験の下に町行政にご尽力をいただきたいと考え、熊木良美氏を羽幌町監査委員としてご同意を賜りたく、ご提案を申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これから同意第4号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから同意第4号を採決します。

お諮りします。本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号 羽幌町監査委員の選任については同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時16分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎閉会の宣告

○議長（森 淳君） これで本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、令和4年第10回羽幌町議会定例会を閉会します。

（午後 2時16分）